

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口 芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2条第7号に該当する者の項中「及び令和2年度相当分」を「、令和2年度相当分及び令和3年度相当分」に改め、同表第2条第8号に該当する者の項中「及び令和2年度相当分」を「、令和2年度相当分及び令和3年度相当分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。